

## 福岡市建築物省エネ法に基づく適合性判定等に関する実施要綱

### 第 1 章 総 則

#### (目的)

第 1 条 この要綱は、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」(平成27年法律第53号。以下「法」という。)に基づき、福岡市長(以下「市長」という。)が行う法第12条及び第13条に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定、法第19条に基づく届出、法第34条に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び法第41条に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定、並びに「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」(平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。)第11条及び第29条に基づく軽微変更該当証明書の交付に関して必要な事項を定めることを目的とする。

#### (用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 建築物省エネルギー消費性能基準 法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する基準をいう。
- (2) 誘導基準 法第35条第 1 項第 1 号から第 4 号までに規定する基準をいう。
- (3) 登録建築物エネルギー消費性能適合性判定機関 法第15条第 1 項に規定する機関をいう。
- (4) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第 5 条第 1 項に規定する機関をいう。
- (5) 建築物エネルギー消費性能確保計画 法第12条第 1 項に規定する計画をいう。
- (6) モデル建物法 建築物エネルギー消費基準等を定める省令(以下「基準省令」という。)第 1 条第 1 項第 1 号ロに規定する基準をいう。

#### (対象面積)

第 3 条 福岡市建築関係手数料条例別表第 10 の 1 の項の市長が別に定める用途は次の各号に定めるところによる。

- (1) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
- (2) 水産物の増殖場若しくは養殖場
- (3) 卸売市場
- (4) 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- (5) データセンタにおける電算室
- (6) 大学・研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室
- (7) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成28国土交通省告示第265号)別表第 2 の工場等の倉庫並びに屋外駐車場または駐輪場の室用途として計算を行った部分
- (8) すべての部分において、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項別表第 2 の室用途を用いて評価することができない建築物
- (9) 既存建築物の省エネ性能の評価において、下記の簡略化を行った部分
  - ① 平成28年 3 月31日以前の既存部分の評価結果の値を省エネ基準の1.2倍の値として簡略化を行ったもの
  - ② 平成28年 4 月 1 日以降の既存部分の評価結果の値を省エネ基準の1.1倍の値として簡略化を行ったもの
- (10) 法第35条第 1 項の申請において認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第

### 3 項の規定による記載のある他の建築物

## 第 2 章 建築物エネルギー消費性能適合性判定

(判定の申請)

第 4 条 法第 12 条第 1 項、第 2 項及び法第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「判定」）を受けようとする者は、計画書又は通知書の正本 1 通及び副本 1 通に、施行規則第 1 条（第 7 条において準用する場合を含む。）に定める図書を添えて市長に提出するものとする。

(軽微な変更)

第 5 条 施行規則第 3 条に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更は、次に掲げる根本的な変更を除き、建築物エネルギー消費性能基準に適合する計画とする。

- (1) 建築基準法上の用途の変更
- (2) 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号の基準を適用する場合における同号イの基準からロの基準への変更又はロの基準からイの基準への変更
- (3) 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準を適用する場合における一次エネルギー消費量モデル建築物の変更

(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書)

第 6 条 施行規則第 11 条の規定に基づき軽微な変更該当していることを証する書面の交付を受けようとするものは、軽微変更該当証明申請書（様式 1）に法第 12 条に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画、若しくはその写し、及び変更内容を記載した図書を添付し、申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請の内容が、施行規則第 3 条に規定する軽微な変更該当すると認める場合は、軽微変更該当証明書（様式 2）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、1 の項の規定による申請の内容が、施行規則第 3 条に規定する軽微な変更該当しないと認める場合は、軽微な変更該当しない旨の通知書（様式 3）により申請者に通知するものとする。

## 第 3 章 建築物エネルギー消費性能確保計画の届出

(計画の届出等)

第 7 条 法第 19 条第 1 項、及び法第 20 条第 2 項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画の届出等を行おうとする者は、届出書又は通知書の正本 1 通及び副本 1 通に、施行規則第 12 条（第 14 条において準用する場合を含む。）に定める図書を添えて市長に提出するものとする。

(届出に必要な図書)

第 8 条 施行規則第 12 条第 1 項の所管行政庁が必要と認める図書は別表 1 「届出にあたって必要な図書」(ア)欄の区分に応じ、それぞれ同表 (イ) 欄に定めるものとする。

- 2 施行規則第 1 条第 3 項の所管行政庁が不要と認める図書は、別表 2 (ア)欄の区分に応じ、それぞれ同表 (イ)欄に定めるものとする。

(軽微な変更)

第 9 条 施行規則第 13 条に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更は、次に掲げる根本的な変更を除き、建築物エネルギー消費性能基準に適合する計画とする。

- (1) 建築基準法上の用途の変更
- (2) 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号の基準を適用する場合における同号イの基準からロの基準への変更又はロの基準からイの基準への変更

( 3 ) 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号口の基準を適用する場合における一次エネルギー消費量モデル建築物の変更

(指示)

第10条 法第19条第 2 項に規定する指示は、市長が必要と認めるときに、建築物エネルギー消費性能確保計画の改善に関する指示書(様式 4)により行うこととする。

#### 第 4 章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定

(認定申請)

第11条 法第34条第 1 項(法第36条第 2 項の規定により準用する場合を含む。)の規定により認定の申請をしようとする者は、申請書の正本 1 通及び副本 1 通に、施行規則第23条第 1 項(法第36条第 1 項の規定による場合は施行規則第27条)に定める図書を添えて市長に提出するものとする。

2 法第35条第 2 項の規定による申し出(法第36条第 2 項の規定により準用する場合を含む。)をしようとする者は、建築基準法第 6 条第 1 項に規定する申請書に前項に定める図書を正本 1 通及び副本 1 通を併せて市長に提出するものとする。

(計画の通知)

第12条 市長は、前条第 2 項の申し出を受けた場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく通知書(様式 5)に建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認の申請書を添えて建築主事に通知するものとする。

(技術的審査の実施機関)

第13条 法第34条第 1 項(法第36条第 2 項の規定により準用する場合を含む。)の規定による認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める機関(以下「技術的審査の実施機関」という)において、建築物エネルギー消費性能向上計画が、誘導基準に適合していることについて、技術的審査を受けることができる。

( 1 ) 認定対象が住宅のみの用途に供する場合は、登録住宅性能評価機関

( 2 ) 認定対象が住宅以外の用途のみの場合は、登録建築物エネルギー消費性能適合性判定機関

( 3 ) 認定対象が住宅の用途と住宅以外の用途が混在する場合は、登録住宅性能評価機関、登録建築物エネルギー消費性能適合性判定機関を兼ねる機関

2 申請者は、前項の技術的審査を受けた場合において、技術的審査の実施機関が発行する誘導基準に適合していることを証する書類(以下この章において「適合証」という。)の写しを申請書に添付するとともに適合証の原本を市長に提示するものとする。

3 前項の規定により添付する適合証は、誘導基準について、適合していることを証したものでなければならない。

(認定申請に必要な図書)

第14条 施行規則第23条第 1 項の所管行政庁が必要と認める図書は別表 3 「認定申請に必要な図書」(ア)欄の区分に応じ、それぞれ同表(イ)欄に定めるものとする。

2 施行規則第23条第 3 項の所管行政庁が不要と認める図書は別表 4 「認定申請にあたって省略できる図書」(ア)欄の区分に応じ、それぞれ同表(イ)欄に定めるものとする。

(申請の取り下げ)

第15条 法第34条第1項(法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定による認定の申請を取り下げようとする場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請取り下げ届(様式6)の正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(建築等の取りやめ)

第16条 建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめようとする者は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書(様式7)の正本1通及び副本1通に、認定通知書及び認定申請書の副本並びにその添付図書を添えて市長に提出するものとする。

(認定する旨の通知)

第17条 市長は、法第34条第1項(法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、誘導基準に適合すると認められる場合は、通知書により申請者に通知するものとする。

(認定しない旨の通知)

第18条 市長は、法第34条第1項(法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、誘導基準に適合しない場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画を認定しない旨の通知書(様式8)により申請者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第19条 認定計画実施者は、申請に係る建築物の建築の工事を完了したときは、原則として認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の工事が完了した旨の報告書(様式9-1)に建築士による工事監理報告書等の必要図書を添えて、これによりがたい場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の工事が完了した旨の報告書(様式9-2)に建築工事の受注者による建築物の建築工事を完了した旨の報告書(様式9-3)等の必要書類を添えて、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨を市長に報告しなければならない。

2 法第37条により市長から報告を求められた認定建築主は、認定建築物状況報告書(様式10)を提出しなければならない。

(改善命令)

第20条 法第38条の改善命令は、市長が必要と認めるときに、建築物エネルギー消費性能向上計画の改善に関する命令書(様式11)により行うこととする。

(認定の取り消し)

第21条 市長は、法第39条による場合又は第16条による申し出があった場合で計画の認定を取り消すことが決定した場合、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消に関する通知書(様式12)により申請者に通知するものとする。

(軽微な変更)

第22条 施行規則第26条に規定する誘導基準に適合することが明らかな変更は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けており、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建築物エネルギー消費性能が向上する変更
- (2) 設計一次エネルギー消費量が、誘導基準の基準一次エネルギー消費量に比べ1割以上下回るもので、変更後の設計一次エネルギー消費量の増加が1割以内に収まるもの

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明書)

第23条 施行規則第29条の規定に基づき軽微な変更該当していることを証する書面の交付を受けようとするものは、軽微変更該当証明書交付申請書(様式13)に法第12条に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画(以下「計画」という。),若しくはその写し、及び変更内容を記載した図書を添付し、申請するものとする。

- 2 市長は、前項の申請の内容が、施行規則第26条に規定する軽微な変更該当すると認める場合は、軽微変更該当証明書(様式14)を交付するものとする。
- 3 市長は、1の項の規定による申請の内容が、施行規則第26条に規定する軽微な変更該当しないと認める場合は、軽微な変更該当しない旨の通知書(様式15)により申請者に通知するものとする。

## 第5章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定

(認定申請)

第24条 法第41条の規定により認定の申請をしようする者は、申請書の正本1通及び副本1通に、施行規則第30条第1項に定める図書を添えて市長に提出するものとする。

(技術的審査の実施機関)

第25条 法第41条の規定による認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、技術的審査の実施機関において、認定基準に適合していることについて、技術的審査を受けることができる。

- 2 申請者は、前項の技術的審査を受けた場合において、技術的審査の実施機関が発行する認定基準に適合していることを証する書類(以下この章において「適合証」という。)の写しを申請書に添付するとともに適合証の原本を市長に提示することができる。
- 3 前項の規定により添付する適合証は、認定基準について、適合していることを証したものでなければならない。

(認定申請に必要な図書)

第26条 施行規則第30条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は別表5「認定申請に必要な図書」

(ア)欄の区分に応じ、それぞれ同表(イ)欄に定めるものとする。

- 2 施行規則第30条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は別表6「認定申請にあたって省略できる図書」(ア)欄の区分に応じ、それぞれ同表(イ)欄に定めるものとする。

(申請の取り下げ)

第27条 法第41条の規定による認定の申請を取り下げようとする場合は、建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請取り下げ届(様式16)の正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。

- 2 前項の場合において、認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(認定する旨の通知)

第28条 市長は、法第41条の規定による認定の申請に係る建築物が、認定基準に適合すると認められ

る場合は、通知書により申請者に通知するものとする。

(認定しない旨の通知)

第29条 市長は、法第41条の規定による認定の申請に係る建築物が、認定基準に適合しない場合は、建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請の認定しない旨の通知書（様式17）により申請者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第30条 法41条に基づく認定を受けた建築物の所有者は、当該建築物が基準に適合しなくなった場合には、建築物が建築物のエネルギー消費性能に係る認定を受けた建築物が基準適合しなくなった旨の報告書（様式18）により市長に報告しなければならない。

(認定の取り消し)

第31条 市長は、法第42条により計画の認定を取り消すことが決定した場合、建築物のエネルギー消費性能に係る認定の認定取消に関する通知書（様式19）により申請者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年10月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (建築物エネルギー消費性能確保計画の届出に必要な図書：第 8 条第 1 項関係)

	(ア)	(イ)
(1)	登録住宅性能評価機関により断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 4 又は等級 5 に適合している旨の評価を受けた場合	設計住宅性能評価書の写し
(2)	建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針 (国土交通省告示第 489 号) に規定する表示 (第三者認証の場合に限る。)、又はこれに類する表示を行う場合 (建築物全体について建築物エネルギー消費性能基準に適合している場合に限る。)	同告示別表の (1) に定めるラベル、又はこれに類する表示の写し

別表 2 (建築物エネルギー消費性能確保計画の届出にあたって省略できる図書：第 8 条第 2 項関係)

	(ア)	(イ)
(1)	住宅型式性能認定書を添付した場合	当該認定書において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
(2)	型式住宅部分等製造者認証書を添付した場合	当該認証書において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
(3)	建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針 (国土交通省告示第 489 号) に規定する表示 (第三者認証の場合に限る。)、又はこれに類する表示を行う場合 (建築物全体について建築物エネルギー消費性能基準に適合している場合に限る。)	建築物の一次エネルギー消費量に係る計算書
(4)	住宅の品質の確保の促進等に関する法律 (平成 11 年法律第 81 号) 第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書又は型式住宅部分等製造者認証書 (戸建住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級 4 であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級 4 又は等級 5 であるものに限る。)	建築物の一次エネルギー消費性能、及び外皮性能に係る計算書 (住宅部分に限る)

別表 3 (認定申請に必要な図書：第14条第1項関係)

	(ア)	(イ)
(1)	申請者以外の者が代理申請を行う場合	委任状
(2)	第13条第1項の規定により技術的審査の実施機関の技術的審査を受けた場合	適合証の写し
(3)	登録住宅性能評価機関により断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6に適合している旨の評価を受けた場合	設計住宅性能評価書の写し
(4)	平成28年4月1日時点において現に存する建築物の住宅部分について登録住宅性能評価機関により一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合している旨の評価を受けた場合	設計住宅性能評価書の写し
(5)	法第35条第3項の通知(法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。)があった場合において、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定の対象となる建築物に係る計画である場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定構造計算適合性判定機関が発行する適合判定通知書の写し</li> <li>・建築基準法施工規則第3条の7第1項第1号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類</li> </ul>
(6)	その他	認定の審査において必要と認める図書

備考 この表の(5)に掲げる図書は市長が法35条(法第36条第2項により準用する場合を含む。)の規定による認定をするまでの間に提出するものとする。

別表 4 (認定申請にあたって省略できる図書：第14条第2項関係)

	(ア)	(イ)
(1)	住宅型式性能認定書を添付した場合	当該認定書において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
(2)	型式住宅部分等製造者認証書を添付した場合	当該認証書において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書



別表 5 (認定申請に必要な図書：第26条第 1 項関係)

	(ア)	(イ)
( 1 )	申請者以外の者が代理申請を行う場合	委任状
( 2 )	第 5 条第 1 項の規定により技術的審査の実施機関の技術的審査を受けた場合	適合証の写し
( 3 )	登録住宅性能評価機関により断熱等性能等級 4 級及び一次エネルギー消費量等級 4 又は等級 5 に適合している旨の評価を受けた場合	建設住宅性能評価書の写し
( 4 )	平成 28 年 4 月 1 日時点において現に存する建築物の住宅部分について登録住宅性能評価機関により一次エネルギー消費量等級 3、等級 4 又は等級 5 に適合している旨の評価を受けた場合	建設住宅性能評価書の写し
( 5 )	法第 35 条第 1 項に基づく認定を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省令第 3 条第 2 項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書の写し</li> <li>・建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項に基づく検査済証の写し</li> </ul>
( 6 )	都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項に基づく認定を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 43 条第 2 項の通知書の写し</li> <li>・建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項または第 18 条第 18 項に規定する検査済証の写し</li> </ul>
( 7 )	その他	認定の審査において必要と認める図書

別表 6 (認定申請にあたって省略できる図書：第26条第 2 項関係)

	(ア)	(イ)
( 1 )	住宅型式性能認定書を添付した場合	当該認定書において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
( 2 )	型式住宅部分等製造者認証書を添付した場合	当該認証書において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

様式 1

(第一面)

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

福岡市長様

提出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
提出者の氏名又は名称  
代表者の氏名  
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物のエネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る。）の変更が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 3 条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合性判定通知書番号】 第 号

【適合性判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合性判定通知書交付者】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意) 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

軽微変更該当証明書

第 号  
年 月 日

建築主 様

福岡市長

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1. 申請年月日 年 月 日
- 2. 建築場所
- 3. 軽微変更該当証明申請番号 第 号
- 4. 建築物又はその部分の概要
  - 用途
  - 工事種別
  - 構造
  - 敷地面積  $m^2$
  - 建築面積  $m^2$
  - 延べ面積  $m^2$
  - 階数 地上 階、地下 階

軽微変更該当しない旨の通知書

第 号  
年 月 日

建築主 様

福岡市長

下記の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に限る）は、下記の理由により、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 3 条に規定する軽微な変更該当しないと判定しましたので、福岡市建築物省エネ法に基づく適合性判定等に関する実施要綱第 10 条の規定に基づき、これを通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内）に、福岡市（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

- 1 . 軽微変更該当証明の申請年月日
- 2 . 建築物エネルギー消費性能確保計画の申請者の住所
- 3 . 建築物エネルギー消費性能確保計画の申請に係る建築物の位置
- 4 . 理由

建築物エネルギー消費性能確保計画の改善に関する指示書

年 月 日

様

福岡市長

下記の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 8 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく改善に必要な措置を指示します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内）に、福岡市（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

- 1 . 建築物エネルギー消費性能確保計画の受付番号
- 2 . 建築物エネルギー消費性能確保計画の受付年月日
- 3 . 認定に係る建築物の位置
- 4 . 命ずる措置

様式 5

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく通知書

年 月 日

建築主事 様

福岡市長

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第 2 項(同法第36条において準用する場合も含む。)による申し出がありましたので、福岡市建築物省エネ法に基づく適合性判定等に関する実施要綱第12条の規定に基づき、通知します。

- 1 . 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付番号
- 2 . 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付年月日
- 3 . 申請者の住所及び氏名
- 4 . 通知する建築物の位置
- 5 . 建築物エネルギー消費性能向上計画の内容

様式 6

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請取り下げ届

年 月 日

福岡市長 殿

届出者 住 所  
氏 名

下記の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請については、福岡市建築物省エネ法に基づく適合性判定等に関する実施要綱第 15 条の規定に基づき取り下げます。

記

- 1 . 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付番号  
第 号
- 2 . 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付年月日  
年 月 日
- 3 . 建築物エネルギー消費性能向上計画の申請位置  
福岡市 区

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい
- 2 ※欄は記入しないで下さい

様式 7

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書

年 月 日

福岡市長 殿

届出者 住 所  
氏 名

下記の建築物エネルギー消費性能向上計画については、その建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめたいので、福岡市建築物省エネ法に基づく適合性判定等に関する実施要綱第 16 条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 . 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号  
第 号
- 2 . 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 . 建築物エネルギー消費性能向上計画の住宅等の位置  
福岡市 区

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい
- 2 ※欄は記入しないで下さい



建築物エネルギー消費性能向上計画を認定しない旨の通知書

年 月 日

様

福岡市長

下記の建築物エネルギー消費性能向上計画の申請については、下記の理由により、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 35 条第 1 項の規定による認定をしないこととしたので、福岡市建築物省エネ法に基づく適合性判定等に関する実施要綱第 18 条の規定に基づき、これを通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内）に、福岡市（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の申請年月日
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の申請者の住所
3. 建築物エネルギー消費性能向上計画の申請に係る建築物の位置
4. 理由

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

福岡市長 殿

報告者 住 所  
氏 名

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の工事が完了しましたので、福岡市建築物省エネ法に基づく適合性判定等に関する実施要綱第19条第 1 項の規定により、下記の通り報告いたします。

記

1. 認定番号 第            号
2. 認定年月日            年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置 福岡市
4. 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づき、建築の工事が完了したことを確認した建築士等  
資 格 (            ) 建築士 (            ) 登録第            号  
住 所  
氏 名  
【建築士事務所名】 (            ) 建築士事務所 (            ) 知事登録第            号  
所在地
5. 工事中の軽微な変更の内容

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 ※欄は記入しないで下さい。
- 3 「5 工事中の軽微な変更の内容」は別紙とすることができます。
- 4 工事監理報告書、建設住宅性能評価書等、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づいて工事が行われた旨が確認できる書類を添付して下さい。

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

福岡市長 殿

報告者 住 所  
氏 名

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の工事が完了しましたので、福岡市建築物省エネ法に基づく適合性判定等に関する実施要綱第19条第 1 項の規定により、下記の通り報告いたします。

記

1. 認定番号 第 号
2. 認定年月日 年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置 福岡市
4. 認定建築主の氏名
5. 工事中の軽微な変更の内容
6. 当該建築物の建築工事の請負契約に基づき建築物の建築工事を実施した施工者  
施工者の名称  
建設業の許可番号  
主任技術者の氏名

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 ※欄は記入しないで下さい。
- 3 「5 工事中の軽微な変更の内容」は別紙とすることができます。
- 4 工事監理報告書、建設住宅性能評価書等、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づいて工事が行われた旨が確認できる書類を添付して下さい。

建築物の建築工事を完了した旨の報告書

年 月 日

発注者 殿

施工者の名称  
建設業の許可番号  
主任技術者氏名

下記の建築物の建築工事の請負契約に基づき建築物の建築工事が完了しましたので、福岡市建築物省エネ法に基づく適合性判定等に関する実施要綱第19条第 1 項の規定により、下記の通り報告いたします。

記

- 1 建築物の所在地 福岡市
- 2 発注者の氏名
- 3 建築工事の完了の日

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 ※欄は記入しないで下さい。

認定建築物状況報告書

年 月 日

福岡市長 殿

報告者 住 所  
氏 名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第37条の規定により、報告の求めのあった下記の建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の状況について、福岡市建築物省エネ法に基づく適合性判定等に関する実施要綱第19条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1. 認定番号 第            号
2. 認定年月日            年    月    日
3. 建築物の位置        福岡市
4. 建築物の状況

--

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 4 の項目については、別紙（必要に応じて図面等を添付）とすることができます。
- 3 ※欄は記入しないで下さい。

建築物エネルギー消費性能向上計画の改善に関する命令書

年 月 日

様

福岡市長

下記の建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 38 条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内）に、福岡市（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

- 1 . 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
- 2 . 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
- 3 . 認定に係る建築物の位置
- 4 . 命ずる措置
- 5 . 改善の期限

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消に関する通知書

年 月 日

様

福岡市長

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 39 条の規定に基づき、下記の建築物エネルギー消費性能向上計画について、その認定を取り消しましたので、福岡市建築物省エネ法に基づく適合性判定等に関する実施要綱第 21 条の規定に基づき、これを通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内）に、福岡市（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 理由

(第一面)

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

福岡市長様

提出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
提出者の氏名又は名称  
代表者の氏名  
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の規定により、建築物のエネルギー消費性能向上計画の変更が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第26条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費向上計画】

【認定通知書番号】 第 号

【認定通知書交付年月日】 年 月 日

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意) 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第三十三の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。



軽微変更該当証明書

第 号  
年 月 日

建築主 様

福岡市長

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第26条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1. 申請年月日 年 月 日
- 2. 建築場所
- 3. 軽微変更該当証明申請番号 第 号
- 4. 建築物又はその部分の概要
  - 用途
  - 工事種別
  - 構造
  - 敷地面積 m<sup>2</sup>
  - 建築面積 m<sup>2</sup>
  - 延べ面積 m<sup>2</sup>
  - 階数 地上 階、地下 階

軽微変更該当しない旨の通知書

第 号  
年 月 日

建築主 様

福岡市長

下記の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に限る）は、下記の理由により、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 26 条に規定する軽微な変更該当しないと判定しましたので、福岡市建築物省エネ法に基づく適合性判定等に関する実施要綱第 23 条第 3 項の規定に基づき、これを通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内）に、福岡市（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1. 軽微変更該当証明の申請年月日
2. 建築物エネルギー消費性能確保計画の申請者の住所
3. 建築物エネルギー消費性能確保計画の申請に係る建築物の位置
4. 理由

建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請取り下げ届

年 月 日

福岡市長 殿

届出者 住 所  
氏 名

下記の建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請については、福岡市建築物省エネ法に基づく適合性判定等に関する実施要綱第 27 条の規定に基づき取り下げます。

記

- 1 . 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請受付番号  
第 号
- 2 . 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請受付年月日  
年 月 日
- 3 . 建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に係る建築物の位置  
福岡市 区

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい
- 2 ※欄は記入しないで下さい

建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請の認定しない旨の通知書

年 月 日

様

福岡市長

下記の建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請については、下記の理由により、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 41 条第 2 項の規定による認定をしないこととしたので、福岡市建築物省エネ法に基づく適合性判定等に関する実施要綱第 29 条の規定に基づき、これを通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内）に、福岡市（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1. 建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請年月日
2. 建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請者の住所
3. 建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に係る建築物の位置
4. 理由

様式 18

建築物のエネルギー消費性能に係る認定を受けた建築物が基準適合しなくなった旨の報告書

年 月 日

福岡市長 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

下記の建築物のエネルギー消費性能に係る認定を受けた建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 2 条第三号に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなったため、福岡市建築物省エネ法に基づく適合性判定等に関する実施要綱第 30 条の規定により、下記の通り報告いたします。

記

1. 建築物のエネルギー消費性能に係る認定の認定番号  
第 号
2. 建築物のエネルギー消費性能に係る認定の認定年月日  
年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定建築物の所有者の氏名又は名称

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	備考

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

建築物のエネルギー消費性能に係る認定の認定取消に関する通知書

年 月 日

様

福岡市長

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 42 条の規定に基づき、下記の建築物エネルギー消費性能向上計画について、その認定を取り消しましたので、福岡市建築物省エネ法に基づく適合性判定等に関する実施要綱第 31 条の規定に基づき、これを通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内）に、福岡市（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1. 建築物のエネルギー消費性能に係る認定の認定番号
2. 建築物のエネルギー消費性能に係る認定の認定年月日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 理由